



およげ!たいやきくん

©高田ひろお



MASATO SHIMON

「たいやきくん」事件

東京地裁520330

画家としての感覚と技術とを駆使して、独自に『たいやき』の**擬人化現象**として本件原画を製作したことが認められる。

したがって、本件原画は、著作権により保護される著作物である。本件縫いぐるみは、縫いぐるみ人形であって、数種の色彩、柄の布地を裁断して縫製し、その内部に綿類等の芯を詰め入れ、魚の顔を、体を形成しているが、その形体、表情は、本件原画のそれとほとんど同一であることが認められ、他に右認定をくつがえすに足りる証拠はない。

右認定によれば、本件縫いぐるみは、**本件原画に依拠して、これを變形して製造されたものと認めるのが相当である。」**

標準テキスト178ページ